

議案第 133 号

城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の一部改正について

城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

城之越遺跡の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第264号)の一部を次のように改正する。

第5条中「火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日)」を「月曜日から木曜日まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開園することができる。

- (1) 行政視察による来園の場合
- (2) 小学校、中学校及び高等学校の行事による来園の場合
- (3) 市主催事業の場合
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。